

令和6年9月16日

加盟校各位

東京都学生弓道連盟

会長 小笠原 清忠

委員長 宮良 由宇土



第71期リーグ戦・女子部リーグ戦における嚴重注意事項について

中秋の候 加盟校の皆様におかれましては、日頃から当連盟の運営にご理解・ご協力くださっていること、感謝申し上げます。

さて、東京都学生弓道連盟（以下、当連盟）で実施している第71期リーグ戦・女子部リーグ戦（以下、リーグ戦）第I週において、懲戒処分案件が発生いたしました。具体的な内容は以下に記しますが、発生したのは①立順用紙の内容不備、②選手交代の未通知、③交代届の内容の不備の3件です。各校改めて、競技校として参加される際には自校の立順・交代内容を正しく記入することを注意・確認してください。また、立合を務められる際は、入場の合図を出す際、選手が通知された内容で正しく入場しようとしているか、今一度きちんと確認するようにしてください。何卒よろしく願いいたします。

今後リーグ戦の実施を継続していく中で、全ての加盟校の皆様にかきうる問題かと思われます。以下の内容は他人事とせず、必ず確認するよう何卒よろしく願いいたします。

記

一、経緯

①今期リーグ戦の試合において、競技校が誤った内容の立順用紙を立合校に提出。

これに対し立合校は、書式・通知方法に間違いの無いことから当該書類を受理。

学連に試合結果を報告後、通知された記載内容に誤りがあったことが発覚。

②今期リーグ戦の試合において、競技校が誤った内容且つ立合宛てのみの交代届を立合校に提出。これに対し立合校は、当該書類を受理。

相手校に選手交代の通知がされないまま立合が開始されたことが、相手校の申告により発覚、また記載内容に誤りがあったことも発覚。

③今期女子部リーグ戦の試合において、競技校が誤った内容の交代届を立ち合い校に提出。これに対し立合校は、書式・通知方法に間違いの無いことから当該書類を受理。

学連に試合結果を報告後、通知された記載内容に誤りがあったことが発覚。

一、当連盟の対応

当連盟規約および大会要項に照らし、当該選手の的中を全て外れとして処理。

当該の立合が所属する大学に対し、当連盟規約に基づき懲戒処分に対応。

一、処分内容

(1) 始末書の提出

：当連盟事務所宛に郵送（書面で通知されてから二週間以内）。

(2) 罰則金の支払い

：当連盟の指定する口座に入金（書面で通知されてから二週間以内）。

以上